

評議員、各委員会委員及び各部会委員の 定年制に関する内規（案）

第1条 この内規は、寄附行為施行細則第4条第1項の規定に基づく評議員（以下「評議員」という。）、寄附行為第31条の規定に基づいて設置された各専門委員会の委員（以下「各委員会委員」という。）及び各委員会規程に基づき設置された各種部会の委員（以下「各部会委員」という。）の選出基準に関し、定年に関わる事項を定める。

第2条 評議員、各委員会委員及び各部会委員は就任時において、その年齢が満70歳未満とする。ただし、各委員会の参与は満70歳を超えて就任することができるものとする。

第3条 任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は評議員、各委員会委員及び各部会委員として在任するものとする。

附 則

1. この内規は、2009年度の改選時から適用する。